行　経　第　５２号
令和６年 11 月 22 日

水戸市監査委員　様

水　戸　市　長

包括外部監査の結果に基づく措置状況について（通知）

このことについて，包括外部監査の結果に基づき，別紙のとおり措置を講じたので，地方自治法第 252 条の 38 第６項の規定に基づき，通知します。

（参考）　監査の結果に基づく対応状況（教育委員会所管分を含む。）

監査実施年度	テーマ	指摘等の件数	対応状況				
			区分	Ｒ４年３月２日通知（件数）	Ｒ５年３月20日通知（件数）※（）は累計数	Ｒ６年３月19日通知（件数）※（）は累計数	Ｒ６年11月22日通知（件数）※（）は累計数
Ｒ２年度	公有財産等の管理に関する財務事務の執行について	指摘37件	措置済み	１４	１７（３１）	１（３２）	―（３２）
			措置を要しない理由のあるもの	3	―（3）	―（3）	―（3）
			対応中	２０	3	2	2
		意見24件	措置済み	4	3（7）	1（8）	1（9）
			措置を要しない理由のあるもの	2	―（2）	―（2）	―（2）
			対応中	１８	１５	１４	１３
Ｒ３年度	外郭団体等に係る財務に関する事務の執行について	指摘28件	措置済み		１６	6（２２）	1（２３）
			措置を要しない理由のあるもの		1	―（1）	―（1）
			対応中		１１	5	4
		意見25件	措置済み		9	5（１４）	2（１６）
			措置を要しない理由のあるもの		1	―（1）	―（1）
			対応中		１５	１０	8

監査実施年度	テーマ	指摘等の件数	対応状況				
			区分	Ｒ４年３月２日通知（件数）	Ｒ５年３月20日通知（件数）※（）は累計数	Ｒ６年３月19日通知（件数）※（）は累計数	Ｒ６年11月22日通知（件数）※（）は累計数
Ｒ４年度	水戸市上下水道局における財務事務の執行及び管理の状況について	指摘16件	措置済み			5	６（１１）
			措置を要しない理由のあるもの			―	―
			対応中			１１	5
		意見26件	措置済み			2	８（１０）
			措置を要しない理由のあるもの			―	―
			対応中			２４	１６
Ｒ５年度	水戸市におけるこども・子育て支援施策に関する財務事務の執行及び管理の状況について	指摘６件	措置済み				3
			措置を要しない理由のあるもの				―
			対応中				3
		意見10件	措置済み				3
			措置を要しない理由のあるもの				1
			対応中				6

対応状況については，１件の指摘・意見に複数の事項が含まれる場合などは，当該指摘・意見中の全ての事項に措置を講じるまで「対応中」として扱うものとする。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和５年度	所管課 （措置実施課）	こども部こども政策課	
報告書ページ	60	区分別 の番号	指摘事項	1
			意見	

指摘事項等の内容

適切な区分経理による事業実績の報告を求めるべきこと

地域子育て支援拠点事業における業務委託契約書では委託業務を完了した時に委託業務の成果を記載した委託業務実績報告書を市へ提出することとなっている。

委託業務実績報告書のうち，歳入歳出決算書を経年で比較したところ次のような事例がみられた。

事例①ひので保育園地域子育て支援センター

地域子育て支援拠点事業歳入歳出決算書

単位：円

項目名		R2	R3	R4
歳入	委託費	8,152,000	8,270,000	8,398,000
	合計	8,152,000	8,270,000	8,398,000
歳出	人件費	9,220,859	8,318,510	8,670,674
	合計	9,220,859	8,318,510	8,670,674

地域子育て支援事業ついて，常勤職員２名分の人件費のみが計上されている。担当者にヒアリングしたところ，担当職員２名分の人件費のみで委託費の上限額を超過するため，当該計上を許容しているとのことであった。しかし，常勤職員ではあるが，勤務時間全てを地域子育て支援事業に充てているのではなく，地域子育て支援事業終了後は定期利用保育園に係る業務に従事していると考えられる。また，地域子育て支援事業において計上すべき保育材料費や光熱水費等も発生しており，その発生費用については定期利用保育園事業において計上されていると考えられ，費用の区分管理が適切になされていない。水戸市としては地域子育て支援拠点事業としての委託料の積算を行い，地域子育て支援拠点事業の実施に応じた委託料の支払いを行うのであり，事業ごとの適切な区分

管理がなければ事業の費用対効果や効率的な事業実施がなされているかの管理が行えない。
適切な区分経理による事業実績の報告を求めるべきである。

事例②めぐみ子育て支援センター

地域子育て支援拠点事業歳入歳出決算書

単位：円

項目名		R2	R3	R4
歳入	委託料	8,152,000	8,270,000	8,398,000
	利用料			3,500
	合計	8,152,000	8,270,000	8,401,500
歳出	人件費	7,168,833	7,577,512	6,048,211
	保育材料費	242,094	449,000	1,891,043
	水道光熱費	377,220	463,974	209,978
	消耗器具備品費	235,424	41,225	92,501
	通信費	129,081	105,331	164,908
	合計	8,152,652	8,637,042	8,406,641

保育材料費について令和４年度に急増しているが，その内容を確認したところ，地域子育て支援拠点事業利用者が園庭開放で利用するための遊具を1,350,000円で購入していた。地域子育て支援拠点事業における園庭開放利用者のための遊具ではあるが，実際には定期利用保育園事業利用者にも使用可能となっている。さらに，地域子育て支援拠点事業における園庭開放利用者のための遊具であるとはいえ，実際の園庭開放は１週間のうち１日のみで，時間も半日程度と利用時間は限定的であり，月によっては１日も園庭開放がない月もあった。
定期利用保育園事業利用者にも使用可能であり，地域子育て支援拠点事業における園庭開放の利用時間が限定的であることを考えると購入した遊具の全額を地域子育て支援拠点事業で負担することに合理性はないと考えられる。適切な区分経理による事業費負担を求めるべきである。

事例③元吉田さくら認定こども園子育て支援センター

地域子育て支援拠点事業歳入歳出決算書

単位：円

項目名		R2	R3	R4
歳入	委託料	8,152,000	8,270,000	8,398,000
	利用料	770,200	680,900	902,100
	合計	8,922,200	8,950,900	9,300,100
歳出	人件費	5,297,960	7,513,896	6,872,608
	保健衛生費	195,797		
	保育材料費	1,607,538		82,251
	水道光熱費	586,475	633,728	687,990
	消耗器具備品費	430,282		262,000
	賃借料	1,333,720	1,455,120	1,164,096
	印刷製本費			38,236
	業務委託費			149,096
	合計	9,451,772	9,602,744	9,256,277

保育材料費について年度による大幅な増減があり，費用の区分管理が適切になされていないと考えられるのは事例②と同じである。

さらに，本支援センターにおいては，令和４年度の人件費の歳出に専任ではない常勤職員３名への賞与の全額を令和４年６月の地域子育て支援拠点事業費用として支出していた。当該職員３名は令和４年４月から地域子育て支援拠点事業に従事するようになったものであり，賞与については賞与算定期間における勤務成績等に応じて支払われる給与であり，賞与算定期間において地域子育て支援拠点事業に一部従事しておらず，かつ従事している期間においても専任ではないことから当該職員の賞与全額を地域子育て支援拠点事業の費用として支出することは適切とは考えられない。人件費についても合理的な按分基準を設け，地域子育て支援拠点事業に係る適正な人件費分のみ地域子育て支援拠点事業の支出とするべきである。

講じた措置の内容等

各指摘について，実績報告書の内容の再確認を行った上で，次のとおり処理をした。

事例①について，令和６年４月に事業者ヒアリングを実施したところ，

	地域子育て支援拠点事業所の閉所後に，地域子育て支援拠点事業における活動日誌の記入や翌日の開設準備，運営に関する調整会議等を行っているとの報告を受けたため，適切な区分経理であると判断した。また，光熱水費や保育材料費については，適切な区分で整理の上，経費を計上するよう指導した。 　事例②について,令和６年４月に事業者ヒアリングを実施したところ，基本地域子育て支援拠点用遊具として購入しているため，地域子育て支援拠点事業利用者が優先で使えるようにしている。また，指定の園庭開放時間以外でも，園児がいない時間であれば，園庭で遊べるようにしているとの報告を受けたため，適切な区分経理であると判断した。なお，国の要綱等において按分の必要性は示されていないため，按分について国に確認したところ，明確な按分方法については定められていないとのことであった。 　事例③について，国の実施要項等には賞与の計上に関しては詳細な取り決めがないことから，改めて国に確認したところ，賞与に限らず経費を算出するにあたり，支出日を基準とすることについて，問題ないとの回答を得た。

包括外部監査の結果に係る措置状況

<table>
<tr><td>監査実施年度</td><td>令和５年度</td><td colspan="2">所管課
（措置実施課）</td><td>こども部こども政策課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">報告書ページ</td><td rowspan="2">64</td><td rowspan="2">区分別
の番号</td><td>指摘事項</td><td>２</td></tr>
<tr><td>意見</td><td></td></tr>
<tr><td>指摘事項等
の内容</td><td colspan="4">委託業務の管理に必要なことは報告を求め，回答を得るべきこと

事例④わくわく子育て支援センター

地域子育て支援拠点事業歳入歳出決算書

単位：円
<table>
<tr><td colspan="2">項目名</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td></tr>
<tr><td rowspan="2">歳入</td><td>委託費</td><td>8,152,000</td><td>8,270,000</td><td>8,398,000</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>8,152,000</td><td>8,270,000</td><td>8,398,000</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">歳出</td><td>人件費</td><td>6,870,842</td><td>6,870,913</td><td>6,705,416</td></tr>
<tr><td>製作文具教材費（活動費）</td><td>929,728</td><td>943,131</td><td>567,125</td></tr>
<tr><td>光熱費</td><td>156,000</td><td>33,800</td><td>851,361</td></tr>
<tr><td>消耗品費</td><td>75,430</td><td>306,216</td><td>194,432</td></tr>
<tr><td>通信費</td><td>120,000</td><td>117,560</td><td>115,000</td></tr>
<tr><td>外部講師費</td><td></td><td></td><td>8,500</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>8,152,000</td><td>8,271,620</td><td>8,441,834</td></tr>
</table>

地域子育て支援拠点事業の年度ごとの事業内容により支出の変動があるのは当然のことであるが，光熱水費については近年の資源高・物価高の影響により高額化している影響はあるものの，本支援センターの令和４年度の光熱費について前年度の約 25 倍と異常な高額が計上されている。水戸市において，光熱費の計算は按分計算で行っているとの説明を受けているが，実際の計算過程の資料依頼をしたところ運営者からの回答がないとのことであった。
業務委託契約書において，「受託者は，委託者から委託業務の進捗状況その他必要な事項について報告を求められたときは，速やかに報告するものとする。」と定めており，委託業務の適切な管理のためにも委託業務に</td></tr>
</table>

	必要な事項については必ず回答を得るべきである。 また，事例①～③と同様に適切な区分経理による事業実績の報告を求めるべきである。
講じた措置の内容等	指摘を受けた事項については，令和６年４月に事業者ヒアリングを実施し，令和４年度分光熱水費に関する算出根拠資料の提出を受け，適正であることを確認するとともに，定期利用保育園事業と地域子育て支援拠点事業とにおいて，適切な方法により按分し，その根拠を明確に示すよう指導した。 また，業務委託契約書に定めているように，委託者から報告を求められたときは，速やかに報告するよう指導した。

包括外部監査の結果に係る措置状況

<table>
<tr><td>監査実施年度</td><td>令和５年度</td><td colspan="2">所管課
（措置実施課）</td><td>こども部こども政策課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">報告書ページ</td><td rowspan="2">74</td><td rowspan="2">区分別
の番号</td><td>指摘事項</td><td></td></tr>
<tr><td>意見</td><td>２</td></tr>
<tr><td>指摘事項等
の内容</td><td colspan="4">ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業の対象資格について
直近の３年間において，累計で 70 名に対し合計 78,642 千円の支給実績があるが，その内訳をみると，８割近くが看護師（准看護師を含む）となっている。支給対象資格として 12 資格を明示し，その他市長が認める資格は申請の都度，審査を行い支給対象とするか決定をしているが，実績としては対象資格が７資格で，そのほとんどが看護師（准看護師を含む）となっている状況である。 国においても対象資格を看護師や保育士等の国家資格に加え，デジタル分野等の民間資格に拡大するなど給付対象の拡大を進めており，水戸市においても就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭への支援をより広く行うためにも，対象者のニーズを捉え，利用者が利用しやすいよう明示的に対象資格の拡大を行うことを検討すべきである。</td></tr>
<tr><td>講じた措置
の内容等</td><td colspan="4">国の制度に基づく当該給付金の給付に当たっては,受給希望者に対し，窓口や電話等での相談等を受ける際，看護師に限らずデジタル分野等の資格を示す等の対応を行っているところであり，令和６年９月には，対象資格の拡大を明示的にする取組として，市ホームページへの掲載を行った。引き続き，受給希望者の状況に応じた資格取得の支援により，自立促進に努める。</td></tr>
</table>

包括外部監査の結果に係る措置状況

<table>
<tr><td>監査実施年度</td><td>令和５年度</td><td>所管課
（措置実施課）</td><td colspan="2">こども部子育て支援課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">報告書ページ</td><td rowspan="2">106</td><td rowspan="2">区分別
の番号</td><td>指摘事項</td><td></td></tr>
<tr><td>意見</td><td>５</td></tr>
<tr><td>指摘事項等
の内容</td><td colspan="4">今後の分室の配置について
現時点では，分室について廃止・新設の予定はないとのことであるが，今後分室について配置換え等を行う場合には人口動態を踏まえ，必要としている者が確実に利用できるよう考慮した配置とすべきである。また，就学後の児童が利用する言語障害に係る通級指導教室は，現状，小学校２校に設置されているが，通級指導教室の配置についても今後の人口動態を踏まえたものとすることが望ましいといえる。</td></tr>
<tr><td>講じた措置
の内容等</td><td colspan="4">現在，療育指導教室の申請者数は増加傾向であるが，申請者が希望する分室で受け入れ可能な状態であり，早急な分室の廃止・新設は検討していない。
今後，廃止・新設を検討する際には，教室を必要とする者が確実に利用できるよう，地域別人口動態と利用者の動向を踏まえていく。</td></tr>
</table>

包括外部監査の結果に係る措置状況

<table>
<tr><td>監査実施年度</td><td>令和５年度</td><td>所管課
（措置実施課）</td><td colspan="2">水戸市総合教育研究所
教育研究課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">報告書ページ</td><td rowspan="2">106</td><td rowspan="2">区分別
の番号</td><td>指摘事項</td><td></td></tr>
<tr><td>意見</td><td>５</td></tr>
<tr><td>指摘事項等
の内容</td><td colspan="4">　今後の分室の配置について
　現時点では，分室について廃止・新設の予定はないとのことであるが，今後分室について配置換え等を行う場合には人口動態を踏まえ，必要としている者が確実に利用できるよう考慮した配置とすべきである。また，就学後の児童が利用する言語障害に係る通級指導教室は，現状，小学校２校に設置されているが，通級指導教室の配置についても今後の人口動態を踏まえたものとすることが望ましいといえる。</td></tr>
<tr><td>講じた措置
の内容等</td><td colspan="4">　現在，言語障害通級指導教室については，申請者が希望する教室で受け入れ可能な状態であり，また，他校からの通級者が増加傾向にないことなどから，早急な分室の廃止・新設は検討していない。
　今後，廃止・新設を検討する際には，教室を必要とする者が確実に利用できるよう，地域別人口動態と利用者の動向を踏まえていく。</td></tr>
</table>

包括外部監査の結果に係る措置状況

<table>
<tr><td>監査実施年度</td><td>令和５年度</td><td colspan="2">所管課
（措置実施課）</td><td colspan="2">こども部幼児保育課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">報告書ページ</td><td rowspan="2">136</td><td rowspan="2">区分別
の番号</td><td colspan="2">指摘事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">意見</td><td>7</td></tr>
<tr><td>指摘事項等
の内容</td><td colspan="5">市立幼稚園等の今後の再編・活用について
市立幼稚園について，令和２年度～４年度の間に再編方策を実施した結果，定員が 1,105 人から令和４年度末で 510 人と 50%以上減少させた。令和４年度より３年保育へ移行した２園については３年保育移行後，利用者数が増加しているが，その他の園については利用者数が横ばいか減少傾向にあり，定員に対する利用者数（定員充足率）は 30%前後と低調な水準である。
市立認定こども園については，令和２年度より２園新設したのちに幼稚園からの移行を進め，令和４年度末で５園となっている。施設の利用実績についても令和４年度末で定員数が 540 人に対し，年間平均利用人数が 283 人，定員充足率が 52.5%となっている。
今後も子育て世帯における低年齢児からの保育需要の増加や今後の子どもの数の減少を踏まえると，市立幼稚園の利用者数の低迷については現状のままでは苦しい状況が続くと予想される。令和２年度における再編策の中で園児数等の推移を注視し今後の整備方針を再検討することとした４園を含め，今後の方策を検討する際には令和４年度までの再編方策の中での成果の検証を踏まえる必要がある。市立幼稚園の定員充足率は低調であるが，令和４年度から３年保育へ移行した２園については令和４年度１年だけの実績ではあるが，利用者数は増加し，定員充足率が改善している。認定こども園に移行した市立幼稚園は５園あるが，いずれの園においても定員充足率は 50%前後となっており，施設の定員充足率は低迷している。令和２年度に認定こども園へ移行した２園についても令和２年度から４年度までの３年間の年間平均利用人数は横ばいかやや減少している。幼稚園から認定こども園に移行することが目標ではなく，水戸市の子ども・子育て支援事業計画の基本方針にあるように「幼児教育・保育環境の充実」が目標であり，その施策の実施に際しては効果的・効率的であることが求められる。認定こども園への移行後の年数がそれほどないため，認定こども園移行による影響は今後現れるかもしれないが，同時に社会情勢も大きく変動しており，少子化の加速などこ</td></tr>
</table>

	ども・子育て施策の前提となる要素も大きく変動していく。そのような大きな変動の中での施策の実施であるため，難しい側面もあるが，「幼児教育・保育環境の充実」という目標のため，なぜ市立認定こども園の定員充足率が低迷しているのか，利用者が求めていることは何かを適時に把握しながら，幼児期の子どもが多くの時間を過ごす重要な施設としてどうあるべきか幼少期の大事な時間を過ごす子どものことを最優先に考え，市立幼稚園の今後の再編・活用を検討されたい。
講じた措置の内容等	市立幼稚園等の今後の再編・活用については，これまで，令和２年２月に策定した「水戸市立幼稚園の再編方針」に基づき，認定こども園への移行や廃止等を行ってきた。認定こども園への移行については，令和２年度以降，５つの幼稚園を幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行し，令和６年８月１日現在，５園の４歳以上の在籍児童のうち，保育の必要性のある児童の割合は約 43 パーセントとなっている。就労の有無など保護者の多様なニーズに合わせた利用が可能となり，幼児教育・保育施設の選択の幅を広げることができた。今後も，こどもたちの集団保育による学びの観点や，保育ニーズ等の動向を踏まえ，引き続き園児数等を注視して，市立幼稚園の再編・活用を進めていく。

包括外部監査の結果に係る措置状況

<table>
<tr><td>監査実施年度</td><td>令和５年度</td><td colspan="2">所管課
（措置実施課）</td><td>総務部　財産活用課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">報告書ページ</td><td rowspan="2">146</td><td rowspan="2">区分別
の番号</td><td>指摘事項</td><td></td></tr>
<tr><td>意見</td><td>10</td></tr>
<tr><td>指摘事項等
の内容</td><td colspan="4">不用物品の処分について
物品が不用になった場合には、不用の決定から処分までの流れは下記のようになっている。

水戸市財務規則第246条 市長は、前条第1 項の規定により物品の不用の決定をしたときは、物品不用決議書兼処分調書により、売払いのできない物品にあっては廃棄処分を、売払いのできるものにあっては売却処分を、それぞれしなければならない。
2 市長は、前項の規定により物品の処分をしたときは、物品処分報告書(様式第 119 号)により会計管理者に通知しなければならない。

上記の規定に基づき、具体的な処分行為についてはマニュアルが定められている。

◎不用の決定(財務規則第245 条)及び処分(財務規則246 条)
1 担当課において物品不用決議書兼処分調書(様式第118 号)を作成し、決裁により不用及び処分の決定をし、処分を行う。
(1)売却不可能な物品について
ア 担当課において作成した物品不用決議書兼処分調書を1 部作成し、決裁により不用及び廃棄処分の決定をする。
イ 担当課において廃棄処分を行う。
ウ 物品不用決議書兼処分調書は担当課で保管する。
(2)売却可能な物品(車等)について
ア 担当課において物品不用決議書兼処分調書を2 部作成し、決裁により不用の決定をする。
イ 担当課は、物品不用決議書兼処分調書を2 部とも財産活用課に提出する。
ウ 財産活用課決裁により売却処分の決定をし、財産活用課において売却処分を行う。
エ 財産活用課はその結果を物品不用決議書兼処分調書に記載して担当課に1 部返却し、財産活用課及び担当課においてそれぞれ保管す</td></tr>
</table>

	る。 2 処分の報告をする。 (1)担当課は、廃棄処分、売却処分いずれの場合も物品処分報告書(様式第119号)を2 部作成し、会計課に2 部とも提出する。 (2)会計課は、処分の方法(廃棄若しくは売却)が物品返納伺書のとおりであるかどうかを確認したうえで確定処理を行う。 (3)会計課は、物品処分報告書を担当課へ1 部返却し、担当課及び会計課においてそれぞれ保管する。 物品不用決議書兼処分調書を作成し、売払いのできるものについては売却処分をする必要がある(水戸市財務規則第246 条)。この調書の決裁により不用及び処分の決定がなされる。 上記の規定・マニュアルに沿った運用がなされているかについて、物品の処分に関する書類についてのファイルを確認した(令和4 年度以前のものもファイルされている)。その結果、自動車についての物品不用決議書兼処分調書が何件かあったが、売却されたという事実を客観的に示す書類、すなわち、車両の売却の相手先や売却金額、実際に廃棄されたかを証する書類がないものがあった。 マニュアルの2(2)において、「…処分の方法が物品返納伺書のとおりであるかどうかを確認…」することとなっている。市の財産を売却する際には、実際に売却があったのか、適正な価格での売却であったのかという点、売却の相手先に不自然ではないか等も検証すべきポイントとなると思料する。 そのため、売却・廃棄については、その事実を確認できる資料や、複数の見積をとり売却価額が著しく廉価となっていないか等を確認できる資料についても添付し、売却取引が妥当なものであったかを確認できるようにすることが望ましいと考える。
講じた措置の内容等	車両の売却に関する事務は，マニュアルにあるとおり財産活用課が所管している。よって，意見にある売却の相手先や金額，実際に廃棄されたかを証する書類は，財産活用課が適正に作成・保管している。 マニュアル２（２）にある確認の内容は，物品出納員としての処分方法の確認であり，売却取引の妥当性を確認するものではないと解する。妥当性の確認は，財務規則第 246 条及びマニュアル１（２）ウを根拠に，売却に関する事務の所管課として，財産活用課が適正に行っている。

包括外部監査の結果に係る措置状況

<table>
<tr><td>監査実施年度</td><td>令和５年度</td><td>所管課
（措置実施課）</td><td colspan="2">こども部幼児保育課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">報告書ページ</td><td rowspan="2">148</td><td rowspan="2">区分別
の番号</td><td>指摘事項</td><td>５</td></tr>
<tr><td>意見</td><td></td></tr>
<tr><td>指摘事項等
の内容</td><td colspan="4">法令違反の疑いがあるときは適切な部署と情報共有を図るべきこと

令和４年度の「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例補助金」の申請時の添付書類として以下のものが求められている。

（１）保育士、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例補助金に係る賃金改善等及び公定価格現額対応の計画書
（２）賃金改善等及び公定価格現額対応の職員別内訳が分かる書類
（３）申請者が法人である場合は、法人の役員を確認できるもの
（４）前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

同補助金の申請書類を確認していたなか、①理事や評議員に同一人物が記載されていたり、②役員として理事長１名のみの記載となっているものがあった。
社会福祉法人では、評議員と役員との兼務を認めていない（社会福祉法人法第 40 条第２項)。また、理事や評議員の人数についても定めがある（同法第 40 条第３項及び第 44 条第３項)。そのため、上記のとおりの記載であれば、法令違反となっていることになる。
同補助金の添付資料として、法人の役員を確認できる資料を求めている趣旨は、補助金の交付の対象となる事業として、教育・保育施設等に勤務する職員（法人の 役員を兼務する施設長を除く）への人件費があげられ、施設長を兼務している役員を補助金の対象から除外するために、施設長を兼務している役員を把握するためである。
そのため、幼児保育課では、施設長兼務役員の人数の把握のみの目的で、役員の一覧表を利用しており、上記のような、理事や評議員の人数等については行っていない。
しかし、役員一覧の記載のとおりの場合の違法状態であった場合、そのような法人に補助金を交付することとするのは好ましいことではない。</td></tr>
</table>

	したがって、補助金交付対象の法人について法令違反の可能性があるのであれば、幼児保育課内の指導監督部署または社会福祉法人の運営を監督する福祉指導課等他の部署に情報を提供することが必要であると考える。
講じた措置の内容等	補助金交付対象の法人の法令違反の可能性が考えられる場合は，社会福祉法人の監督等を担当している福祉指導課やその他関係部署に速やかに情報提供を行うことを幼児保育課内で確認した。 また，必要に応じて，社会福祉法人から福祉指導課に送付される検査等関係書類の内容に差異がないか確認することとした。